

申請手数料表

株式会社 確認サービス
URL <http://www.kakunin-s.com>

■性能評価手数料（非課税）

（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の2の3第3項第四号の規程による）

（表－1）

単位：円

指定性能 評価機関の 指定区分 (平成 11 年建設省 令第 13 号、第 59 条による区分)	性能分野	評 価 の 内 容		手 数 料
第二号の二	構 造 安全性能	建築基準法第 20 条 第 1 項第一号の認 定（同条同項第二 号口、第三号口、第 四号口に掲げる場 合を含む。）に係る 評価	床面積の合計が 500 ㎡以内のもの	1,020,000
			床面積の合計が 500 ㎡を超え、 3,000 ㎡以内のもの	1,150,000
			床面積の合計が 3,000 ㎡を超え、 10,000 ㎡以内のもの	1,600,000
			床面積の合計が 10,000 ㎡を超え、 50,000 ㎡以内のもの	1,690,000
			床面積の合計が 50,000 ㎡を超え、 100,000 ㎡以内のもの	2,260,000
			床面積の合計が 100,000 ㎡を超え、 200,000 ㎡以内のもの	2,590,000
			床面積の合計が 200,000 ㎡を 超えるのもの	3,240,000
			特定天井を有する場合の加算	1,430,000
第三十二～ 三十六号		令第 139 条第 1 項第三号又は第四号口の認定に係る評価	1,150,000	
		令第 140 条第 2 項の認定に係る評価		
		令第 141 条第 2 項の認定に係る評価		
		令第 143 条第 2 項の認定に係る評価		
		令第 144 条第 1 項第一号口又はハ(2)の認定に係る評価	1,150,000	
(備考)				
・ 法 20 条第 1 項第一号の認定に係る評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更にかかる 評価にあっては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。				
・ 既に構造方法等の認定を受けた構造方法等の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上支障がないと 認めるものの認定を受けようとする場合は、上記に掲げる額の 1/3 の額とする。				

1. 審査の途中での取り下げによる手数料の返金はしません。
2. 委員会にて審査中に、重要な設計変更があった場合、取り下げとなる場合があります。
3. 審査終了後に重要な設計変更を行った場合、本審査結果が無効となる場合があります。
4. 受付委員会にて受付保留又は受付できない旨の判断があった場合でも、
上記手数料の1/2の額を受付委員会開催に係った費用等として請求します。